

第十六回 参議院地方行政委員会會議録第十二号

昭和二十八年七月二十日(月曜日)午後二時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
館 哲二君

委員 西郷吉之助君
高橋進太郎君
小林 武治君
若木 勝蔵君
松澤 兼人君

政府委員 自治庁次長 鈴木 俊一君

事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員 伊藤 清君
会専門員 伊藤 清君

法制局側 参事(第一部) 杉山憲一郎君
第二課長)

説明員 国家地方警察 桐山 隆彦君
本部企画課長

○本日の会議に付した事件
○地方行政の改革に関する調査の件
(町村合併促進に関する件)
○参考人の出頭に関する件

○委員(内村清次君) 只今から地方行政委員会を開会いたします。
地方行政改革に関する調査のうち、町村合併促進に関する件、町村合併促進

進法案を議題に供したいと思ひますがよろしくごさいませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(内村清次君) それではそのようにいたします。

町村合併促進法案の委員会案の取まらぬに、従来出て来ておりました問題点につきましておきめを願ひたいのであります。
ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) 速記を始め席上まとまりました点について、一応法文の形にいたすよう取扱ひましたから、それについて御報告かたぐ御説明を申し上げます。

本日の委員会では、正式に取まとめ直ちに提出、明日中にも当委員会に附託の上は知事会等六団体の代表者から委員会席上参考意見を聴取いたしました。委員会としては議決する運びにいたしたいと存するのであります。

先ず衆議院の地方行政委員会町村合併促進法案小委員会における研究事項をいたしまして申出のありました諸点であります。

この一つとして、「地方自治法第七條を改め、市町村の隣置分合につき都道府県知事及び当該都道府県の議会の介入を排除し、市町村の隣置分合は関係市町村の合意と、内閣総理大臣の決定により処分するものとすること、都

道府県知事は意見を付して經由申達する機関とする」との意見の申出が

ありました。委員は、委員席上衆議院側の加藤三君より明細な説明があり、又各委員並びに自治庁側とも多くの質疑応答があつたのであります。当委員会といたしましては、その趣意は諒とするけれども、今回の法案については原案のままにすること、但し加藤委員のお話もありましたので、救済方法として何らかの良案があり、それでよいということになれば、法案の中に採用しようということになつたのであります。この点につきましては自治庁とも協議いたしました上、一案を得ましたので、その案を法文化し、便宜

お手許に配付いたしました法案の三十三條として組入れてあります。それでよいということになれば、このまま委員会案の中に入れるわけであり、第三十三條の要点は、町村合併の申請があつたにかかわらず、知事が六カ月の期間内に同条の処分を行わない場合には、その期間経過後六カ月以内に限り関係町村が内閣総理大臣に審査の請求をなし得る途を開いたことであり、この場合に自治庁長官は知事から事情を聴取し、同庁参事の意見を聞いて内閣総理大臣に上申し、知事の処分を行わないことが不適當と思ふときは、自治法第七條第一項の規定にかかわらず内閣総理大臣においてみづからその処分を行うことができることとしたこととあります。この程度の制度を設けることが適當なのではないかと考

えた次第であります。

その次は、衆議院側の申出の第四についてであります。申出は、町村合併促進協議会のメンバーの中に農協、商工会、婦人会、青年団等町村の区域をその設置区域とする団体の代表者をも加えなければならぬものとする御意見についてであります。委員会試案の第五條第三項は「学識経験を有する者」とありますので、この前に「公共的団体等の役員及び職員」を加えまして、衆議院側の御要望に應えたこととしたわけであり、この点は前回の委員会でもきまつたことでありまして、ただ用語は適當なものを使うということになつていたのであります。委員会試案の他の条項中にも公共的団体等という文字を使用しておりますので、前記の諸団体は皆この中に含まれるわけであり、

次は議員の任期を延長する期間の問題であります。衆議院側の御要望のその五であります。要するに御希望の内容は合併町村について旧町村の議員の任期の延長を最高限一年とし、但し市町村を合併した場合に議員の員数の過多に拘らざるようになしたいとの御意見であつたと思ひます。当委員会といたしましては、但し以下の市の合併については、委員会試案でも町村合併による市の設置或いは人口五万未満の市への編入の場合につきましても、第三十七條によりまして、議員の任期の特例は準用しないことになつておりますので、この部分は衆議院側の御意見

によらないこととし、前般の任期の延長を一年以内とするについて、委員会試案を改めることとした案であります。但し衆議院側の御申出は合併町村としてありまして、編入の場合を含むようにも受取れるのであります。一つの町村が母体となりまして、他の数町村を編入する場合は、この母体の町村の議員の任期を延長して含ませることがやはり適當と思ひますが、最高限一年以内のお話は、新設合併の場合にのみについて改めることとしたわけであり、委員会試案第九條第一項第一号に町村合併後一カ年間としてありますのはこの意味であります。

衆議院側の御意見のその六といたして出されておりましたものは、被合併町村の吏員の身分に関するものであります。要するにすべて市町村の吏員として引継ぎ、又その後の取扱ひについても差別待遇をせざるよう法定することとあります。適當に条文中に織込むことになりましたのであります。第二十四條の規定がそれであり、用語中吏員を改めて「一般職の職員」と改められたのは、吏員といたしますと、公選の町

村長、特別職の助役或いは監査員をも含めることとなるのであります。故に、さようにいたしました次第でありまして、訓示規定であります。実情等を併せて考へて、この程度の規定で適當ではないかと考へております。

以上、本日の会議に付した事件、地方行政の改革に関する調査の件、(町村合併促進に関する件)、参考人の出頭に関する件、委員(内村清次君) 只今から地方行政委員会を開会いたします。地方行政改革に関する調査のうち、町村合併促進に関する件、町村合併促進

以上が衆議院側の御意見で、当委員会で取入れるか或いは考えようというところにきめた部分について、御報告いたしました次第であります。

別に当委員会として懸案になつておりました事項について、二つの点について、前回のときにおきめ願つたと思つております第一は、地方財政平衡交付金法の特例について試案を改めた部分を御覧に入れたと思ひますから、ここでは説明を省略いたします。お手許に配布いたしました案では第十五条となつておるのであります。

第二は、国有林野整備臨時措置法の特例等の条文の中で、「特に必要なものを除く」の「特に」を削除することであり、お手許の案では第十七条であります。

最後に、警察法の特例の問題であります。実は町村合併と警察の問題は一つの重要問題でもありますので、この点についてどのように措置すべきかについては、この法案を委員会において調査事件として取上げますと同時に、国警側にも連絡して、事務的に検討いたさせて来たわけでございます。御承知のごとく当時には警察法の全文改正の問題も出ておりました、国警側としてはいろいろの事情もあり、当委員会として現行諸法規の定めるところで一応よろしいのではないかと意見もありました、そのままといたしたわけでありました。現在町村が自治体警察を継続して維持しているのは百四十三カ町村とありますが、ところどころで前回の委員会席上国警の総務部長が出席いたしました、町村合併を促進するといふ立場から考えて、一つの案を考えてみたから、御採用あすかりたい

と申したのであります。その案の内容は要するに合併関係町村の中に警察を維持するものがあり、その合併町村が警察を維持することとなる場合には、三カ年に限つて合併町村の警察の区域をその置かれていた区域に限ることができ、その廃止についてはその警察の区域内の住民投票で定めることができるというところ、こういう意見があります。これにつきましては各委員から熱心に質疑があり、結局結論をいたしましては、当委員会においては、その趣意は採用するが、法文化については更に精査し、技術的に完全なものとするこゝになつたのであります。お手許の法文の第十二条がそれであり、この法文は第一項から第五項まであります。要するに第一項が中心でありまして、その他の諸項は他の法令等との関係を技術的に処理したものであります。この第一項は要するに申出の内容中、その部分の区域だけで警察を維持することができる旨の規定であります。国警側の申出の中には廃止についての住民投票にいたして、部分の区域の住民投票で決定し得ることを言つていたのでありますが、これは削除したのであります。即ち廃止については警察法の原則により、その町村の全住民の投票によることとしたのであります。このようにいたしましたことは国警側の意見についても検討いたしました結果でございますが、その案のように警察を維持する区域だけの住民の投票によるということにいたすと、その町村全体の住民の投票との順位をどう考えるかの問題もあり、又実は警察の維持を希望する区域だけの住民の投票ということの意味があるよう

でないのではないかと申したこともあり、すでに協議によつて一部の区域について警察を維持することとし、その協議は合併を前にして関係町村の議会の議決を経ていることでもありますので、むしろその後の問題は全住民の意見にかからしめるのを適当と考えた次第であります。

この警察法の特例について、この際特別にお断りしておくことが一つあります。前述のように、この特例の筋は採用することにおきめ願ひましたが、これは原案にありましたように町村に關しての部分についてのことでありまして、この特例と、この法案中にある合併町村があとに市となつた場合、或いは市への編入の場合との関係はどう扱うかということについては未決定であつたと思つております。それでお手許に配布した案につきましては第三十五条合併町村等が市となつた場合の適用関係、第三十七条市が設置され又は市に編入する場合について準用の二条文には手を触れず、そのままといたしてあります。つまりこの二条文に該当する場合について、第十二条警察法の特例の適用或いは準用を排除するのであれば括弧内の適用除外の条文とも定数を追加することが必要であるし、この二条文に適當する場合にも警察法の特例を準用或いは適用することになる場合は、お手許の案文そのままでもよろしいわけでありました。この点は改めて御決定願うのが適當ではないかと思つておりますが、要するに問題は次のような点にあるのではないかと考えます。現行警察法並びにこれに關連する諸法律の建前は、町村については住民投票により警察の廃止を

認めておるのであります。市については必置制で住民投票による廃止の制度はなく、ただ市の警察維持の特例に關する法律によりまして、警察を廃止した町村、或いはそのような町村と他の警察を維持した主体町村とで市を設置した場合につきましては、市であつても議会の議決により警察を持たないことができるとする特例があるだけあります。第三十五条の場合にこの法案第十二条警察法の特例を認めることは、その市の一部についてのみ警察を維持することができることとなるわけでありまして、第三十七条についても大体同様のこととなるわけでありまして、特に市に町村を編入いたしました場合に、その町村に警察のおいてなかつた場合は、その区域に關する限りその市は警察の区域となつてもよいことになるのであります。これは要するに現状を認めたのであり、三年間の特例であると言へば、それまでのことであるが、現行警察法上の市の警察維持の責任という点から申しますと、重要な例外となると考えますので、この点について別に御決定を願うのが適當と考え、以上御報告いたしましたのであります。

そこでこの取扱はどういうふうにいたしましたらうか。ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(内村清次君) 速記を始め
○石村幸作君 それでは配布されました整備した案に対して今委員長が述べられた修正された部分について検討すると同時に、この委員会の中でも多少の御意見があることを耳にしておりま

すので、その点を差加えて申し上げたいと思ひます。
そこで第三条ですが、これは原案の通りと思ひますが、前回の委員会でも衆議院の意見の第二です。ここについて多少の問題点があるようですが、ここには「八千人以上の住民を有するのを標準とし」これによつてよろしいと思ひます。
○若木勝藏君 それで趣旨はいいのですが、「住民を有するのを」、「ものを」ですか、「のを」でいいのですか、これは法文上から見ると「おおむね八千人以上の住民を有するのを」、何だか「ものを」のほうがいいような気がするのだが、法制局のほうから一つ。
○法制局参事(杉山恵一郎君) 「のを」でよろしいと思ひます。ものをというとおかしくなる……。
○若木勝藏君 「有するのを」でいいのですか、何だか軽いような気がするのですが、法文上上げればそれでいいのです。
○石村幸作君 そうすると、これは衆議院の意見を全然入れてない、これではよろしいと思ひますね。
○委員長(内村清次君) 御異議ございませんか、これで第三条。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(内村清次君) それではそのようにいたします。
○石村幸作君 それでは第三条は原案通り。飛びまして第五条であります。
○若木勝藏君 法制局に伺ひますが、公共的団体というふうなことは、これは相当私に考へようによつては問題になると思ふのですが、従来のこれは法文でなく、公共的団体というのは今委員長が議上上げた商工会であるとか、婦

人会、青年団或いは農業協同組合、こ
ういうようなものを一切含むものだ
というふうな慣行でもあるのですか。

○法制局参事(杉山憲一郎君) 地方自
治法の中の公共的団体等に関する規定
がございまして、自治法の百五十七
条に公共的団体等に関する監督の規
定が入っております、それで農業協同組
合とか、青年団とかいったようなもの
を監督するのだということになつてお
るのであります。

○若木勝藏君 それでわかりました。
○石村幸作君 それでは第五条はこの
程度でよろしくございませうか。

○小林武治君 初めのほうにも「会長
及び委員は」と書いてあるのですね。
二項はそれと同じなんですか。

○法制局参事(杉山憲一郎君) 委員と
して加えます。

○小林武治君 だからして第三項でも
委員として加えるでしよう。

○法制局参事(杉山憲一郎君) はあ。
○小林武治君 だから非常勤なんてい
うことは要らないのじやないですか。

○法制局参事(杉山憲一郎君) それは
普通の関係町村の議会の議員のほうは
常勤の委員としておきますということ
で、それとは少し違います。

○小林武治君 一体協議会に常勤なん
ていうものがあるのですか。

○法制局参事(杉山憲一郎君) 地方自
治法の二百五十二条の三の第二項に
「普通地方公共団体の協議会の会長及
び委員は、規約の定めるところにより
常勤又は非常勤とし、関係普通地方公
共団体の職員の中から、これを選任す
る」とあるので、この協議会の委員の
中にすでに常勤又は非常勤の委員がお
るということになつておるわけござい

ます。そのうちでこの今の学識経験
のほうは、これは非常勤のほうの委員
として加えましよう、とこういう趣旨
でございませう。

○小林武治君 そうすると、その二項
の委員の中にはもう非常勤はあるので
すか。

○法制局参事(杉山憲一郎君) さよう
でございませう。この協議会が地方自治
法二百五十二条の三の協議会として置
かれるわけでありまして、従つてこ
の二百五十二条の三の二項の規定が働
いているのだということございませう。

○石村幸作君 それでは第五条はこの
程度でよろしくございませう。

○委員長(内村清次君) 第五条はこれ
でよろしくございませう。

○石村幸作君 引續いて第九条です
が、第一項の一で「新たに設置された
合併町村にあつては、町村合併後一年
間、これは前には二年でありました
のを、今委員長の報告通り一年にした
のであります、これについて一言申
上げます。

先般前回の委員会において衆議院の
中井委員長と加藤委員が来られて、加
藤委員からこの一年説が出たのであり
ますが、そこで実は土曜日に中井委員
長から意見を求められて、その節に、
この問題は参議院の原案通り二年が妥
当だと自分は思うから、その由を委員
会に伝えてもらいたいという伝言があ
りました。そこでまあこの問題をこの
席上で蒸し返すことになりましたが、皆
さん御研究を願いたい。私はこれはで
き得れば皆さんの御賛成を頂ければ、
二年のほうは意義があるところ考えら

れます。皆さんの御意見をお伺いた
します。

○委員長(内村清次君) 御意見ござい
ませう。

○若木勝藏君 これはこのゆえんは
いろいろ話合つて、その結果、衆議院の
事情を考へて、そして一カ年にしてし
やうかという事になつたので、ところが
私は二年には賛成なんです。そうい
うところで、この間一応きまつたのだ
からして、これは今日皆さん考え直し
て、二年にするというのだったら私も
賛成します。ただ小委員長のほうで
は、更に別のほうの考えもあるよう
ですから、その辺に行つてはつきりし
て下さい。

○委員長(内村清次君) それでは飛び
ますけれども、これに関連して私意見
を申したいと思つてます。ずつとしま
いの附則の二ですが、これは「この法律
は、施行の日から起算して五箇年を経
過した時にその効力を失ふ」となつ
ておりますが、衆議院の意見書には二
カ年とするという事が出ておりました。
これは当委員会では取らなかつた
のであります。併し衆議院の意見書から
申しますと、五カ年を三年にしたらど
うかというのであります。つまりこの
議員の留任の期間を二カ年として、そ
してこの法律の有効期間を五カ年を三
カ年とする、二年では余りに短か過ぎ
るかと思つて、三年ならば一応の
目鼻がつくのではないかと思われま
す。又この実情においては三年経過した
ときに、もう少しこれを延長するなら
ば、なお合併の実現に効果があると、
こう見られたときには、簡単に一カ年
なり二カ年を延長するような法律案を
出せば、これが繋がるわけでありま

すので、その際にはこれを三年とし、
そうして先ほどの第九条の議員の留任
を二カ年と、こう妥協的にしたらどう
かと思つてあります。但しそこでこ
れを詳しく申しますと、ただ二カ年と
するか、先原案通り「町村合併後二
箇年をこえない範囲で当該協議で定め
る期間」、こゝいうことに小委員会の
原案通りにする意味であります。二カ
年というのはい。

○館哲二君 二カ年というのはいど
の二カ年ですか。

○石村幸作君 原案のほうの第九条の
ほうです。

○堀末治君 石村さん、私は初めから
よく審議に當つておりませんが、今の
あなたの御説の九条の一は原案は今あ
なたのおつしやつたようになつて
いますか。

○石村幸作君 原案は「二箇年をこえ
ない範囲で当該協議で定める期間」と
なつておつたのです。

○堀末治君 成るほどね。

○石村幸作君 それを衆議院から一年
に変更してはという意見があつたの
であります。併し衆議院の意見書から
申出もあつたので、実は当委員会として
は、その当時の模様から見ても二カ年
のほうを皆さん賛成しておられたが、
折角衆議院からの申出があつたとい
うので譲歩したわけだつたのです。

○堀末治君、今の御説明によると、中
井委員長から二年のほうがいいじやな
いかということ、もう一遍二年にし
ようという御意見が出たように承わる
のですが、それならば、いつそのこと
両方の間をとつて前の原案に戻してお
いたら一番穏当じやございませうか。

○館哲二君 賛成です。

○委員長(内村清次君) それではどう
ですか、これを二年にしまして、附則
の第二を五カ年というのを、三カ年
と、併せてこれをこゝで決定して原案
にするということではよろしくござい
ませうか。

○館哲二君 いや、あとの五カ年を三
カ年にするというのには、我々も余り賛
成したかたないですね。却つて前の一カ
年というのを、先に我々のほうの原案
があつたように、今の「二箇年をこえ
ない範囲で当該協議で定める期間」と
いうので行つて、あとの五カ年はその
まま維持して頂いたほうが、町村合併
の上から言つていいのではないです
か。その前に二カ年にすると余り短か
過ぎるといふので原案の五カ年を保持
したわけなんです。

○石村幸作君 館委員の御説は根本的
に御尤もで我々も御意見通りなんです
。ただ衆議院のほうを円滑に通過さ
せる上において多少譲歩したらどうか
という取引のような気持で申上げたの
でありまして、深い意味があるわけ
はないのであります。

○若木勝藏君 前の議員の残任期間を
一年とするか、二年にするかというこ
とと、うしろのほう町村の合併期間を
五年にするかということの軽重を考へ
ますと、うしろのほうがずつと重いの
です。町村合併が成功するかしないか
という事は重要な問題ですから、こ
れは簡単に二年にするとか、三年にす
るとかということにならんじやない
かと思つてます。小委員会でも十分こ
の点については續つて五カ年という見
通しを立てたと思つてます。その辺も
う少し検討する要はありませうか。

○石村幸作君 皆さんの御意見通りで如何でしょう。第九條のこの議員の留任の任期の問題だけの切離しておきめを願つてあつたと……。(笑聲)

○委員長(内村清次君) それでは第九條の議員任期の合併後一カ年というのを二カ年、こういうふうに一項を修正して原案とするということに御異議ございせんか。

○館哲二君 それは原案のほうが幾らか穏やかじゃないですか。

○石村幸作君 原案は「町村合併後二箇年をこえない範囲で当該協議で定める期間」ですから二年以下でもいいのでありまして緩和されております。

○堀末治君 これは今の何でありませんが、衆議院が二年を一年にし、又それを二年にするというのも、どうもやつぱりそういう含みがあることですから、私はどうしても原案のほうが穏やかなのと思ひます。どうせ協議しなければ合併が成らないのですから、それを法律でびし／＼きめてこの通りだと織り込むよりは、その町村の都合で話し合いのできる余地を残しておくほうがいいんじゃないですか、こういうものは。

○石村幸作君 大分皆さんの御意見も鋭く出たのでありまして、突込んだ検討ができたわけで、原案はただ二カ年というのでなく、こういうふうに緩和されているのでありますから、原案通り、それではきめて頂きたいと思ひます。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(内村清次君) それではそのように決定をいたします。それではその次。

○石村幸作君 それでは引続いて警察法の特例であります。これは先ほど委員長の御報告も大分長いので、簡単に一通り聞いただけでは皆さんもむずかしいと思ひます。もう一遍これを一つ皆さんで御検討して頂いて、そしてお取りきめを願つたほうがいいのじやないかと考えます。これは丁度国警からお見えているし、自治庁の鈴木次長もおられ、当方の法制局長の課長もおられるので、これでいいか悪いか一つ質して、いいようだったら、こう決定したらどうかと思ひます。

○説明員(桐山隆彦君) 警察法の問題でございますが、町村警察につきましては第十二條の通りで勿論結構でございますが、市が入りました場合は、先ほど委員長からお示しがございましたように、現行警察法に非常に大きな例外を作るような結果に相成りますので、市につきましてはその第十二條を御引用願わないほうが結構なのじやないかと、かように考えております。只今のところ市と町村との合併の問題で、実は警察法上いろいろ問題がございます。たとえて申しますと、最近ございました実例でも、市に或る町村を合併した、ところがその合併された町村の部分についての治安の問題が非常にいろいろ問題があるために、市の場合には合併はできたけれども、今後もなお引続きその町村合併をした部分だけは、従来通り国警で治安の維持を担当してくれないかというような声すら出てくる場合がございますけれども、やはりこれは警察法の大筋にのつとるべきもので、市の警察維持が今日特別の例外以外必要とされております点を考えますと、そういうことはできないということ強く断つたことがあるのですが、そういうつた点から申しまして、町村合併の問題につきましては、警察法の特例は、どこまでも町村の場合だけにお留め頂きますして、市の問題には別に御考慮を頂くようにお願いをいたしたいと存じます。

○委員長(内村清次君) はかに……。

○石村幸作君 そうしますと、この法の文の体裁上どうなるのですか。

○説明員(桐山隆彦君) 具体的には第三十七條の第二行目でございますが、括弧内の「第三條及び第九條の規定を除く」というところが、「第三條、第九條及び第十二條の規定を除く。」と、かようなことに相成るかかと存じます。

○石村幸作君 それでは今の問題は法制局ではそれでいいというのですね。今の問題。

○法制局参事(杉山憲一郎君) 市の準用を外すことそれ自体については別に……、政策の問題もございませぬから法制的にどうということもございませぬ。

○石村幸作君 そうすると法文上そのままでよろしいでしょうか。

○法制局参事(杉山憲一郎君) いえ、その場合には第三十七條の今聞かれておつしやいましたように、準用を外す規定を入れるということになります。○石村幸作君 そこでもう一つ、桐山企画課長にお尋ねいたしますが、これに關連して第三十五條の町村が合併して町村ができてそれが市となつた場合、この場合とこの十二條との関連に御意見がありましたら一つ。

○説明員(桐山隆彦君) 第三十五條のこの町村合併によつてできました新しい町村が市になります場合につきま

しては、これはいろいろ場合があるかと存じます。第一の場合は、その町村のうち或るものが警察を今まで維持していた、自治体警察を持っていたという場合には、これは本来ならば、これは十二條がかぶつて参りますが、市になります関係上、警察法の大筋に従ひまして、どうしても今後は廃止をするということできない必置の警察を持つことに相成るかかと存じます。それからもう一つの問題といたしまして、その町村全部が警察を持つておりません場合に、合併をいたしまして、新しい町村ができて、それが更に市になるという場合におきましては、市警察の維持の特例に關する法律によりまして、新しく市になりましたも、その市は警察を持たないで済むと、かようなことに相成るかかと存じます。只今の私の説明が少しく不文明でありましたので補足をさせて頂きます。第三十五條の關係は新しい町ができました、その町の中に一部自治体警察を持つておるものがあつたという場合に、その新しい町が市になつた場合、只今の第十二條の規定が準用されるかどうかという問題であります。その点はやはり市になりました以上は、この第十二條の規定は準用されない、つまり第三十五條の中から第十二條の規定は準用されないという旨をどこかにお書きを頂く必要があるのじやないかと、かように存じます。

○石村幸作君 それでは今の桐山企画課長の國警側を代表した意見で法制上よろしいということらしいので、この第十二條の場合はその通りにいたします。この第三十五條、三十七條には警察法の特例は準用しないということを

法文化す、これでよろしいと思ひます。皆さん如何でしょう。この警察法の特例に対して御意見ありますか。

○委員長(内村清次君) はかに……。

○石村幸作君 言われました三十五條と三十七條の警察法特例の適用ですね、これについては御異議ございせんか。

○館哲二君 三十五條には今話がありましたように、十二條を除外するという規定を入れるわけですね。

○説明員(桐山隆彦君) さようでございます。

○館哲二君 そういうことになりましたね。

○委員長(内村清次君) よろしゅうございませぬか。

○石村幸作君 それでは警察法の特例の問題は、この程度にいたしまして、引続いて第十七條、これはもう決定いたしましたので、これはもう「国有林野の経営上」前には「特に必要なものを除く外」というのを、「特に」は削つてあります。前回の委員会では「特に」を削つておりましたが、その当時これは「特に」を入れておこうじやないかという非常な意見も又強く出ておりました。併し館先生のお言葉で、録風会等でも非常なこれに対しては意見があるというお言葉だつたので、「特に」をここで削つてあります。削つた通りでよろしうございませぬか。この通りでございます。

○館哲二君 私はこれを削つて頂いたほうがいいと思ひます。併しなおそこで申上げておきますが、これを削つて頂くとしまして、現在の状況では臨時措置法を完全に適用して行くということが勵行されれば、それで目

法文化す、これでよろしいと思ひます。皆さん如何でしょう。この警察法の特例に対して御意見ありますか。

○委員長(内村清次君) はかに……。

○石村幸作君 言われました三十五條と三十七條の警察法特例の適用ですね、これについては御異議ございせんか。

○館哲二君 三十五條には今話がありましたように、十二條を除外するという規定を入れるわけですね。

○説明員(桐山隆彦君) さようでございます。

的を達するのじやないかという意見を述べておる人があるのです。臨時措置法を特にこの合併町村については優先的に考へて、そうしてそれをあとの特例として五カ年据置き、十五カ年年賦償還で期限を延すというやり方をした行つたらどうかという意見がありますが、それはその後の問題にしまして、この条文としましては、私はこれで結構だと思ひます。

○石村幸作君 この国有林野関係のほうで、さういふなか、強い御意見があるやうですが、それに反して衆議院のほうの意見は、この前第九として申入れて来た通り、荒払いの対象となる林野を合併町村の区域内にかかると、国有林野にも及ぼし得ることとする、ことと、さういふ意見が申入れられておるくらいでありますので、まあ、委員会ではこの衆議院の強い広汎な意見を採用しなかつたのでありますから、当委員会が非常にまじめで、そして慎重な態度であるということを一、館先生から御関係筋へ懇々と説き伏せて頂きたいと思ひます。それでは第十七条は「特に」を入れないことにすることに決定したらどうかと考へます。

○委員(内村清次君) 只今石村君から申されました第十七条の「特に」ということを削除して、原案とするというところで御異議ございませぬか。
○委員(内村清次君) ではそのように決定いたします。

○石村幸作君 それでは引続きまして、職員の身分の取扱に關する第二十四条の、新しく取入れた件であります。これは衆議院の申入れとして、被

合併町村の吏員の問題であります。ここでこれをただ吏員とすると非常に誤解がありますので、関係町村の一般職の職員と、さういふふうにして取入れてあるのであります。先ほど委員長の御報告通り、これを取入れることは衆議院の申入れを入れたこととなるので、これでいいのじやないかと私は考へますが、皆さん如何でございますか。

○松澤兼人君 これは鈴木次長にお伺いするのですが、一般職の職員といふだけの規定をやりまして、ほかに事務職員であるとか、或いは補助職員であるとかといつたようなものもあるのじやないかと思ひますが、一般職の職員だけを引継ぐといふことで、いわゆる町村役場の吏員といつたもの、或いは職員といふものの全部がこれで尽きておることになるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 一般職の職員といふことですべてを網羅しておると思ひます。あとまあ特別職の関係で、例えば非常勤の嘱託とか顧問、参与といふものは、地方公務員法に入っておりませんが、それは必ずしも引継がないといふほうがやはり筋だろと思ひます。

○松澤兼人君 町村の場合にさういふことがないかわかりませぬけれども、例えば町で乗合バスを経営しておる、或いは又水道を経営しておる、さういふ場合に一般職の職員といふだけで、果してさういふ人たちが身分を保障されるかどうかといふことなんですか、如何でしょうか。
○政府委員(鈴木俊一君) 地方公営企業の職員のことでございますね。これにつきましても一応適用上いろいろ特

例を設けておられますけれども、一般職、特別職の区分については、地方公営企業の職員も入りますから、従つてこれですべてを網羅しておるといふことが出来るわけでありませぬ。
○松澤兼人君 さうすると、臨時職員、それから特別職の非常勤の職員、それから地方公営法の適用を受ける職員、すべてさういふ規定を立てれば、それで身分の保障されると解釈してよろしいと思ひますか。

○政府委員(鈴木俊一君) さういふに了解してよろしいと思ひます。
○松澤兼人君 実質的に鈴木次長がさうお答えになれば、法律解釈の点から言へば、それで大丈夫だろと思ひます。多少厳密に言へば疑義があるのじやないですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公営企業につきましても、町村合併がございませぬれば、その事業自体が一切の権利義務を合併町村が承継するといふ建前から、当然に事業そのものの自体が承継されることになるのであります。従つてこれが合併によりまして、事業それ自体は何ら影響を受けないわけでありませぬから、それに従事したす地方公営企業の職員も、従つてこれは当然に継承される、この点はむしろ一般の行政の事務に従事したしておりませぬ職員よりも、その関係はもつと明確であるといふふうにか考へられる次第であります。

○松澤兼人君 それはこの法律の他の規定によつて身分が保障されるということであつて、この規定によつては保障されないといふふうに了解できますか。
○政府委員(鈴木俊一君) この一般職

の職員という表現の中には、地方公営企業の職員も入つておりますから、従つてこの第二十四条によつて引継ぎ身分を保有するよう措置しなければならぬといふこの法律の規定の趣旨は、地方公営企業の職員にもそのまま当てはまるといふふうにか考へております。
○松澤兼人君 それは条文的に言うところ、さういふことになりませぬか。地方公営企業法……

○政府委員(鈴木俊一君) この第二十四条といふのは、地方公営企業法の職員の身分の取扱につきましても原則に對する一つの法律上の制約として働くことになりませぬから、従つて任命権者が任命をいたします場合には、かようなものを、職員としての身分を保有するよう措置しなければならぬ、従つて任命しなければならぬといふことになると思ひます。

○松澤兼人君 何か行政的な措置は講ぜられなければ救済されないといふことですか。
○政府委員(鈴木俊一君) これは合併の際におきましては、今までの合併におきましても職員はそのまま身分を引継いで新しい合併町村の職員になる、さういふ任命上の措置をやつて、例えば恩給等につきましても、その間断続がないように合併の当日を期して任用をする、或いは協議、規約等によつてそのまま身分を引継ぐ、任命行為を待たずして引継ぐ、さういふような措置をいたしておるのが従来の合併の例でございますので、従つてかような措置をしなければならぬといふことになりませぬと、そのような措置をしなければならぬといふことになりませぬ。

○松澤兼人君 この条文からさういふような行政的な措置を講じなければならぬ、そこで先ほどお伺ひしておるの、地方公営企業の職員といふものが当然何かの条文によつて、法律の規定によつて一般職の一般の中に包含せられておるといふその規定がどういふことになつておりますか。
○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員法と地方公営企業法との関係でありませぬが、これは地方公営企業法におきましては、職員の身分取扱といふことについて、地方公務員法の一般原則に對する特例を四カ条に亘つて定めております。その一つは企業職員の労働関係の特例といふことでありまして、これは御承知のごとく、地方公営企業労働関係法の定めるところによると、さういふふうにか考へております。その他職階制給与について特別な規定を設けており、それから任用につきましても、地方公営企業の職員の任用につきましても、地方公務員法の第十七条の任命の方法に關する規定がございませぬが、その規定が排除せられませぬで、そのまま適用せられることに相成つておりますので、従つてこの点について地方公営企業の職員と一般の行政事務に従事したす職員との間には、任用上何らその意味においては差異がないと考へるのであります。従つて第二十四条の規定がございませぬ限りは、行政に従事する職員についても、公営企業に従事する職員についても同じように扱われるといふふうにか解釈をいたしております。

○松澤兼人君 水道などにおける任命権者といふものは、市長じやなくて管

理者というものになつておるのじやないですか。
○政府委員(鈴木俊一君) その通りでございます。

○松澤兼人君 任命権者は水道などに於いて管理となつておる、併し身分は、まあ本庁と言いますか、基本的な地方公務員法によつて保障されておる、こういうふうにご了解してよろしくございませうか。
○政府委員(鈴木俊一君) 合併の場合におきましては、それ／＼任命権者は市町村長があり、或いは各種の行政委員会があり、或いは議会の議長があるわけでありまして、それと同じように公営企業につきましても、お話のごとく管理者が任命権者ということになるわけでありまして、これらの各任命権者はいづれもその第二十四条の規定の適用を受け、その者を引続き任命するようにしなければならぬということになると思ひます。

○松澤兼人君 そうしますと、その点はまあ明らかになりましたが、事務職員とか臨時職員も一般職の職員ということで身分を保障されるということに了解してよろしくございませうか。
○政府委員(鈴木俊一君) ここでは一般職の職員としてその地位を持つておりますものを、この第二十四条では特に定めておるようでございますが、その他の一般職の職員以外の特別職のものにつきましては、これは当然に入らない。御指摘のようないわゆる非常勤の臨時職員というものがいづれに入るかというところは非常にむずかしい問題でございますが、これは合併の際の一般原則によりまして、合併町村は被合併町村の事務を承継するという原則

から、さういふ職員等につきましても当然にこれを承継するといふふうな、従来とも各市町村におきましては扱つておるのであります。その考え方はやはりこの場合におきましても同様に遵守されるものと考え次第でございます。
○松澤兼人君 そうしますと、非常勤の臨時職員というふうなものは、大体この規定によつては保護を受けない。併し合併の事例とか或いは慣習とかいふものにより、若しくはこの法律の他の規定によつて然るべく町村長の間に話合いがついて、実際上は引継がれるであらうということですね。
○政府委員(鈴木俊一君) その通りでございます。

○松澤兼人君 非常勤の職員でもそうならば勿論であらうと思ひますが、結局国におきましても、或いは地方におきましても非常勤の職員が相当あると思ひますが、言葉が変ですが、常勤的な勤務をしていながら、実際上は一般職の職員と同様に取扱われていないという、定員なんかの関係でそういうことがありますが、或いは資格の関係でそういうことがあります。か、机を並べて朝八時なら八時に出勤して、隣のいわゆる資格のある人たちと同じ仕事をしておりながら、身分或いは取扱の面では、どこまでも非常勤的な面も定員外の職員であつて、それは一カ年なり或いは又半年なりの切替えによつて勤務しておるという者があつておると思ひますが、こういう者は一般職の職員という規定だけで救われるものであるかどうか。
○政府委員(鈴木俊一君) 御指摘のようによつて、非常勤の職員は地方公務員の中

にも相当ございまして、これは殊に都道府県、大都市等のいわば大きな地方団体に特に多いと思ひます。中には工事に伴う臨時の非常勤職員で、実質的には常勤職員と同じような仕事をしておる者、いま一つは御指摘のようないわゆる非常勤の職員であるが、実質的には非常勤の職員と同じような仕事をしておる者、この二通りあると思ひます。町村の場合におきましては、そのような性格の公務員といふものは、どちらかと申しますれば比較的少ないと思ひます。少いと思ひますが、併しこれらの職員につきましても、工事などに伴いまするものは、その工事に伴うものは、当然に被合併町村から合併町村に事務として承継をせられますので、従つてこれは包括的にさういふ非常勤職員の地位も引継がれることになると思ひます。又行政事務に従事したる職員で、いわゆる非常勤の臨時職員につきましても、これはやはり一般の日常の事務を処理しておるのでございまして、事務の承継の作用として、当然に引継がれるであらうといふふうにおきましても、合併の場合において、そのような措置が講ぜられておるというふうにご承知願ひいたします。

○館野二君 この第二十四条は、これは申出であつたので入つたのですが、この前にも申上げたように、議員のほうは法文があつて人員が当然減らなければならぬのでありますから、過渡的

な規定を設けて、それを救済したといふか、この一般の普通の職員につきましても、私は、これは本来ならば各関係町村、合併関係町村の協議に任すべきであつて、ここで明らかに全体のものを残さなければならぬのだといふことを法文に書くといふことは、狙つて

いる狙いの方が大分外れておるのじやないか、大体事実上合併町村では一応は引継ぎをするといふのが今までの行き方である。これで読んでみますと、当然引継ぎしなければならぬのだといふ、而もそれについては期限の制限もない、行政の簡素化を図り、そして地方の負担を軽減して行こうといふ考え方からすると、どうも少し外れておるように思ひます。併しそれは私はあえて主張はいたしません。どうも法文にこれを上げるということについては、余り面白くないのじやないかという気がすることを申述べておきます。

○委員(内村清次君) ほかに御意見ございませぬか。...それではどうですか、この第二十四条ですね。これは衆議院の強いての要望もありまして、本委員会でもこれを取入れるという一応の了解も済んだことでありまして、これはこのまま入れて、そして原案とする、ということよろしくございませうか。
○委員(内村清次君) それではさういふふうにご承知願ひいたします。

○石村幸作君 それでは引續いて、町村合併に関する内閣総理大臣の処分として第三十三条が新たに取入れられたのであります。これは衆議院側の申入れであるこの第一の意見、つまり地方自治法第七條を改めて当該都道府県の議会の介入を排除するといふような意見と、本法における都道府県知事は意見を付して經由申達する、つまり都道府県知事の権限を成るべく排除するといふ意見であります。そこで自治法第七條を改めるというところは、この法律としての救済規定を入れたらどうかといふ説が多かつたのであります。そこでこの条文を入れたのであります。これは自治庁方面の意見も相当取入れられて作られたと思ひますが、この中で大体の意見を鈴木自治庁次長からも伺いたしたのであります。特にこの中の第一項の都道府県知事が当該申請の日から六箇月以内に同項の規定による処分を行わないときは、関係町村は、議会の議決を経て当該期間の経過後六箇月以内に内閣総理大臣に対し審査の請求をすることができ、六カ月待つて、都道府県知事が妥当な申請をしなかつた場合には、又六カ月待つて、議会の議決を経て、六カ月の以内とあるけれども、六カ月間という、さうすると、これは一年にもなつてしまふのであります。これは後段の六カ月、つまり「議会の議決を経て当該期間の経過後六箇月」と、この六カ月はもう要らないのじやないか、これははいはうがよいのじやないかと考えられます。又当該委員諸君のうちにも、さういふ御意見があるようにも洩れ聞いておりましたが、この点、鈴木次長の御意見をお聞きしたいと思ひます。

○若木勝蔵君 今のに関連しますが、内閣総理大臣の処分という救済規定のようなものをごこに入れるということについては、私非常に疑義があるので

自治法第七條を改めて当該都道府県の議会の介入を排除するといふような意見と、本法における都道府県知事は意見を付して經由申達する、つまり都道府県知事の権限を成るべく排除するといふ意見であります。そこで自治法第七條を改めるというところは、この法律としての救済規定を入れたらどうかといふ説が多かつたのであります。そこでこの条文を入れたのであります。これは自治庁方面の意見も相当取入れられて作られたと思ひますが、この中で大体の意見を鈴木自治庁次長からも伺いたしたのであります。特にこの中の第一項の都道府県知事が当該申請の日から六箇月以内に同項の規定による処分を行わないときは、関係町村は、議会の議決を経て当該期間の経過後六箇月以内に内閣総理大臣に対し審査の請求をすることができ、六カ月待つて、都道府県知事が妥当な申請をしなかつた場合には、又六カ月待つて、議会の議決を経て、六カ月の以内とあるけれども、六カ月間という、さうすると、これは一年にもなつてしまふのであります。これは後段の六カ月、つまり「議会の議決を経て当該期間の経過後六箇月」と、この六カ月はもう要らないのじやないか、これははいはうがよいのじやないかと考えられます。又当該委員諸君のうちにも、さういふ御意見があるようにも洩れ聞いておりましたが、この点、鈴木次長の御意見をお聞きしたいと思ひます。

○若木勝蔵君 今のに関連しますが、内閣総理大臣の処分という救済規定のようなものをごこに入れるということについては、私非常に疑義があるので

いう意味で中央政府が関与する、こういう建前がこれは非常に多いわけであります。例えば漁業法なんかでも両県の間紛争がある場合に農林大臣が出る、そういうような一応各府県知事に機関委任の仕事をやらして、それで両県知事にまたがるような場合、或いは両県知事の間で意見が合わないようなものについては中央へ持つて来るといふのが、大体的建前であります。これは県と町村との間の問題でありまして、県と町村との間が意見が合わないというような場合において、かような救済措置を講ずるといふのは例えれば訴訟とか異議の申立というような場合におきまして、こういうようなやり方式がいい、一段上級の段階に持つて行つて解決する、裁判に行く前の段階において、そういうものをやるということとは、やはり一般の制度として考えられると思つております。

○若木勝蔵君　そこで私はいま一歩これは緩和させるような方法といたしまして、内閣総理大臣の処分というふうな強い言葉を用いないで、調整というふうな形にして、こういう場合には内閣総理大臣は調整の役を勤めるといふような形に直して行つたら、或いは緩和されておとなしいような形で実効が上つて来るのじやないか、こういうふうな形に思つては如何ですか。調整と処分とは大分違つて来るでしよう。

○政府委員(鈴木俊二君)　調整と言いますと、結局調整的な意見を内閣総理大臣が知事に言う、知事がその調整意見に拘束されるかされないかということに一つ問題があるわけでありまして、拘束されなければ、この前の第三

十二条の技術的な勧告、助言と全く同じであります。拘束をさせるといふことになりますれば、これはやはり一つのお考えだろつと思つて、直接内閣総理大臣がやらぬので、知事に対してそういうふうな処分をせよということ命ずると言いますか、そういうふうなことは一つ考えられると思つて、
○委員(内村清次君)　それではなおまだ若木委員もこの点に対しては少し疑義があるようでございますが、三十三条は衆議院の意見を十分とは申しませんが、とにかく尊重したことになるて来ておりますから、これで一応原案とするということに御異議ございませぬか。

○石村幸作君　そこでもう一つ問題になつておりました最後の附則の第二の施行期間の五カ年間という問題がさつきそのままになりましたので、これを一応先ほど話題に上つたのが五カ年を三年にしてはどうか、これは話題に上つたと言つても私が発言したのであります、その問題を一つ皆さん……。
○委員(内村清次君)　今の三十三条と切り離してございませう。その点は御異議ございませぬ。

○石村幸作君　異議ありません。
○委員(内村清次君)　それではそういうふうな形に決定しました。それではそういうふうな原案にいたします。それから只今の附則の第二項ですが、「起算して五箇年を経過した時にその効力を失う」「三箇年を経過した時にその効力を失う」、こういうふうな点をどちらにするかという問題です……。
○石村幸作君　この問題は私先ほど三カ年としたらどうか、固執した意見で

はありませんが、ただ九条の議員の留任の期間の問題と関連して、衆議院との妥協、一種の取引のような意味で申上げたのです。そこで三年として、若し三年でなお存続を要するような実情にあつた場合には、そのときに、この期間の何と言いますか、延長ですかをすればいいのじやないかと考えられるのですが、鈴木次長、この点において意見があつたら聞かして頂きたい。

○政府委員(鈴木俊二君)　この期間を五年或いは三年ということでございますが、私も先ほど石村委員の仰せになりましたように、衆議院のほうの考え方は、非常に急速にとにかく町村合併をやつてしまいたい、こういう点が要点のようであります。ですから仮に二年なり三年というふうな短かくいたしました、それで非常に強力で推進をして行くということになりました、二年なり三年した後に、実際の結果がなかなかそこまで進んでいなければ、更にそれを二カ年延ばすということも一つの案かと存じますが、ただ半面心配されることは、期間を非常に短かくすることによつて、合併が余りにも機械的、強制的になり過ぎはしないかという点が、ちよつと心配されるかと言へば心配されるわけでありまして、そういう点から原案の五カ年というのが一番無難な線だと思つております。併しこの点は私もいたしまして、五年でも三カ年でも、三カ年は実情によつて更に延ばすという含みでの三カ年でございませぬならば、いずれでも私は結構じやないかと考えるのであります。

○石村幸作君　私の三カ年説はどこまでも衆議院との妥協、取引の意味で三年にしたらどうかというので、館委員のこの原則的な五カ年、これは小委員会で練つて練り抜いた結果五年というのが出たのですから、決して固執するわけじやないのです。
○堀末治君　衆議院は三カ年は、どうしても三カ年でなければならぬといふ非常に強い希望ではないのじやないですか。
○石村幸作君　衆議院は二年です。
○堀末治君　そういうふうに行かないから、やはり私は向うと巧みに取引をしなければ、この法案の審議の上で支障があるというなら、無理に主張もせしめなければ、併し本当の性質から言へば、五年ぐらいが妥当じやないか、それは小委員長のお勘でどうしてもこれは三カ年でなければ、向うのほうとの妥協と言ひますが、取引といふか、円満に行かないといふなら三年でも結構です。
○委員(内村清次君)　併しこれは延長することも可能でしょう。
○館哲二君　これを二年なり三年にするということによつて、他の条文に係して来るところがあるのであります、ちよつと法制局のほうで……。三年にするとか二年にすることによつてはかのところが大分影響して来るところはありませぬか。
○法制局参事(杉山憲一郎君)　「五箇年を経過した時にその効力を失う」といふのを、その五年を三年に直して、他のほうでは全然影響ございませぬ。

○館哲二君　例えば五年前に合併をしたというのに対してこれを援助を与えて行くというふうな規定は、それは五年としておけばいいというわけですか。
○法制局参事(杉山憲一郎君)　その五年は申の法律の特例なんかの五年とながつておる五カ年でして……。
○委員(内村清次君)　そうすると特例になつておるのは、三年にすれば三年にしなければならぬのか……。
○法制局参事(杉山憲一郎君)　但し但書がありまして「その時までに行われた町村合併については、その時以後も、なお、その効力を有する」というので、三年たつたあとも、施行後三年内に合併があれば、援助がながつて来ますから、建前は同じだと思つて……。
○委員(内村清次君)　どうですか、この点は……。
○館哲二君　必ずしも固執しなければならぬ問題ではないのです。
○委員(内村清次君)　又延長もできませんでしよう、情勢によつて……。
○石村幸作君　委員長の今の言葉通り、今から三年というのをきめるということとは、三年先に延長するということを見越さなければ、三年に切れませぬ。

○委員(内村清次君)　一応この際急速にやるという建前からですね。それではこの附則の二項は「三箇年を経過した時にその効力を失う」ということに修正して出すということに御異議ございませぬか。
〔賛成と呼ぶ者あり〕
○委員(内村清次君)　さうに決定いたします。
○石村幸作君　これは委員長に任せます。
○館哲二君　それから三十五條に十二

条の除外規定を入れるということですね。

○委員長(内村清次君) 三十五条には除外規定を入れるのですね。これは何か三十五条には十二条の除外規定を加える。それと一、この三十七条の二行目の(第三條、第九條及び第十二條の規定を除く。)というふうに入れて頂く。

○館哲二君 これはどうですか、僕のほうの小林先生も来られたことだし、一応意見を聞いておかないと……最後の、この法律は施行後五カ年を経過したときにやめるといふやつを、三カ年間経過したときにやめるのだというようにしたらどうかというお話があるの……

○小林武治君 私は私の持論として、成るべく短いほうがいい、差向き三カ年にして頂きたいということですが、○松澤兼人君 それは勿論三年で町村の数を半分にしてしまふ、併しできないからと言つて又二年延ばすということであれば、全体の合併計画というものは非常にうまく行かないのじやないかと思つてますが、それよりいつそ五年間のうちに全部やるといふことの方が、一定の計画が立てられて、それに依つて予算を組むとか、或いは又強力に推進するとかというふうなことができるので、三年たつたら又二年延ばすというのではやりにくいのじやないかと思つてます。

○小林武治君 今から計画する必要はない、延ばさないように努力しましょう。

○委員長(内村清次君) この問題は実は衆議院のほうでも、非常に小林君の言われたような気持を十分盛り込んで、急速にしたい、このためには自治

庁関係も、財政的な裏付の問題も、やはり急速に一つ重要視して頂くというふうな発言もあつておりますから、一応これでは原案にして行くことに先ほどの委員会では御承認願つたことですか、これに一つ御同調をお願いいたします、一応原案に第二項を衆議院は二年間と、こうしてあつたのです。それを妥協案で三年ということにしたわけですが、これに御同調をお願いいたします。御異議ございませんか。

○高橋進太郎君 併しそれは衆議院でも何もまたまつた意見じやないのです、この前の例えれば残任期間の二年もそれを一年にしてくれという、今年にしようと言つたら、今度二年でなければいかんと言つておるので、僕はこういう問題はやはりちやんと五年ぐらいにきめてやるというのが筋で、それは妥協して三年とか二年とかいうことは権威がないので、やはり私は五年で計画通りやるべきだと、こう思っています。

○委員長(内村清次君) その点は十分こちらのほうでは、衆議院の固まつた委員会一致の意見という観点ではなくして、そういう点も勘案して、この法案全体の整理の上から、それから又機運の醸成の上からも勘案して、只今の案に一応決定したのでございますか、一つこの点は御同調をお願いいたします。よろしくごさいませうか。

○高橋進太郎君 それでは反対ということで採決したらいいじやないですか。

○委員長(内村清次君) 反対——そう言わないで……

○松澤兼人君 さつきはほぼ了承したようなことですが、高橋君からそういう意見が出たので、もう一言言つておきたいと思つたのです。公布の日から一カ月たつてから実施になるのですが、予算的な措置は実際上本年はそう大してできないと思つています。実際上はまあ二十九年からということになると思つたので、そうなるかと半年ぐらひですか、実際上予算も余りなくて実施はされたという結果になるので、三年と言つても実際上二年半ということになれば、余計むずかしいのじやないですか。

○小林武治君 今地方の町村は合併をするという機運が非常に強い、従つてこの法律の出ることを待ちかまえておる、こういうような恰好でありますからして、私としてはこの施行期間はなるべく短かくするというのが、この法律の効果を更に大きくする、こういうふうに考へるので、私は衆議院からあつたこういう意味を別にしまして、五カ年というようにだら／＼とやることは、却つてこの法律の効果をそぎはしないか、こういうような考へ方からして、私は三年ぐらひが適當である、こういうふうに考へております。

○若木勝蔵君 これは小委員会が五年というのをきめたのは、相當理由があるというのでやつたら、五年でも三年でもいいけれども、ずつとやつてみて五年かかるといふなら、五年にしなればならない、三年でこういう手続が終

るといふことだつたら三年でもいい、短かほうがいいは僕はいいのじやないかと思つますが、その辺は……

○館哲二君 あれは別に小委員会でもりましたときに、何年で幾つの町村をどうするといふような、数字に當つたわけじやないのですな。大体全体の数字が五年、五年と皆書いて来てある、中にまあ五年ぐらひならば適當だろうといふところがあつたのですからして、そこでさつきもお話がありまして、余り短かくても困るだろう、衆議院の言うように二年といふのも少しせつちか過ぎるのじやないか、そこで三年ぐらひならばどうかという石村先生からのお話があつたわけですが、

○若木勝蔵君 自治庁に伺いますが、今まで合併された場合に、大体どのくらいで片付いておるのですか、年数で言つてみて、在来の場合……

○政府委員(鈴木俊一君) 今までかような法律を作つて計画的に合併を推進するといふことは、明治二十一年の大合併後にはございませぬ。明治二十一年の市制町村制を初めて施行するときには、これはたしか一年乃至二年ぐらひの間に、七万五千を一万三千に大合併したわけですが、これはまあ非常に当時の強権的な時代においてできたことだろうと思つています。

○若木勝蔵君 どうですか、そういう前例があるのだから……

○小林武治君 殊に合併自体は町村の議員の任期というものが非常に大事でありますから、この任期は大体において再来年の四月に来る、こういうことになりなすから、その後になるということになると、合併が、任期があるとしても多少むずかしくなる、従つて私ど

もはこの法律は再来年の四月までに多くのものが片付きせんか、こういうふうに考へておる。

○委員長(内村清次君) どうですか、これで三年にして一応原案を作つて行くということで御了解一つお願いいたします、高橋さんどうですか。

○高橋進太郎君 どうも私反対しておるわけじやないのですが、どうも僕はやはり町村合併というものは自然発生的であり、とにかく特に町村というものはそれ／＼の長い歴史で行つて来ておる、それを何か会社か何かの企業整備なんかみたら、二年か三年で片付けてしまふといふ、その思想がどうも私は正直に言つて、氣に食わない。そういう意味で、これはどの計画だつて計画といふものは、五カ年計画といふのが大体において定石なんです、そういう意味から五カ年といふものが、如何にも町村といふものに対する長い歴史があり伝統があるところのものについては適當である、こういうような考へ方です。

○委員長(内村清次君) その点よくわかりますが、やはりこの計画通りに行くか行かないかといふこともやはりこの住民の熱の上り方ですね。それはやつぱり一つの動機が必要だし、この動機は促進法案で動機を作つて行くし、それから又財政の困難性もありまして、そこには政府がこの点に重点をおいて、財政の裏付けもしてやるというその機会を作つて、そして今年は十カ町村やる、来年はこういうふうな計画でなくして、或る程度やはり一緒にやつて行こうとこういうような点も含まつておりますから、大体三年を用いることにして一つやつて行こうとい

うことで御了承をお願いしたいと思

ますが、よくあなたの気持はわかりましたし、又その後の状態によりましては先ほど各委員の間でも言っておられますように、そのときの情勢によつて法案の点につきましても今後又継続審議をするということもどうかという

ことも言っておられますから、一応これで促進の気運に乗せて行くというこ

とで御了承をお願いしたいと思

す。よろしくごさいいますか。そういうふうにして一つ……。(笑聲)

○松澤兼人君 ほかの委員のかたもそうなんですけれども、予算と一緒でして、欠席ばかりして誠に申し訳ございません。最後の縮くりの意味で二、三ちよつと小委員長に御質問申上げた

法による合併の問題なんです、この自治法による合併の問題なんです、これもやはり八千以上ということ

を根本としてやらなければならないということになつておるのですが、これはこれで町村合併促進法と同じように並べてや

つて行つて差支えないのですか。これはやつぱり人口の制限ということを八千以上にするわけですね。

ましたのですか。

○石村幸作君 これはいろいろ検討してみましたが、この第二項ですが、二項は常勤、それで第三項の場合はこの公共的団体等の役員及び職員及び学識経験者は非常勤の委員でいいという意味でここに現わしたので

か。○松澤兼人君 常勤の委員になることはできないのですね、かまわないです

○石村幸作君 この場合ではできない。○松澤兼人君 非常勤の委員として加

わることではできるので、常勤の委員としてもできるというふう

に認めないですか。○石村幸作君 この場合ではできないの

ですが、それはこういう公共的団体の役員、職員、学識経験者は常勤でな

にしたのです。○松澤兼人君 そうですか。それからさつきの三十三条のところは

このままですか。○石村幸作君 これはこのままです。○松澤兼人君 そうすると、これは促進法によらない合併も勿論適用されるわけですね。一般的の規定ではないと思

う規定でありますか。

○松澤兼人君 そうですね、初めに町村合併に關するところに謳つてあるのです。○松澤兼人君 ですからこれを見れば、この法律による町村合併とい

うことは書いてないのではありません。○法制局参事(杉山憲一郎君) 町村合

併と申しますのは、第二条の定義のところ

で、この法律において町村合併とはこういうものを言うというふう

に書いてあります。○松澤兼人君 この法律による合併の申請で

すか。○法制局参事(杉山憲一郎君) そうで

ございます。地方自治法の七条の中で

は広く廢置合併、まあ結局変更についての申請があるわけですが、その中でこの法律で言つて

適正化ということにはならないのですか。

○法制局参事(杉山憲一郎君) 大阪の場合には趣旨に反するかどうか、その内容の判定は私

に任せますが、この法律全体として第一條の目的として、

こういうふうなことを書いておられますが、その合併がその第一條の目的に反する

ような場合にはその趣旨に反すると思

います。今の大阪市の場合は、この法律の適用は一般的には五

万の市まで、そして特に勸告があつた場合には五

万以上十未満の市までの編入しか認めておりません。○松澤兼人君 別な言葉で言えば、町

村の数を減らすという趣旨から言えば、町村の数が減るわけ

ではないか。

○松澤兼人君 別な言葉で言えば、町村の数が減るわけ

ではないか。○松澤兼人君 別な言葉で言えば、町村の数が減るわけ

ではないか。○松澤兼人君 別な言葉で言えば、町村の数が減るわけ

ではないか。○松澤兼人君 別な言葉で言えば、町村の数が減るわけ

ではないか。○松澤兼人君 別な言葉で言えば、町村の数が減るわけ

ではないか。○松澤兼人君 別な言葉で言えば、町村の数が減るわけ

ではないか。○松澤兼人君 別な言葉で言えば、町村の数が減るわけ

ではないか。○松澤兼人君 別な言葉で言えば、町村の数が減るわけ

か。これは決定したものである。参考にするというのですか。

○委員長(内村清次君) さようでございませう。

○若木勝蔵君 そうすると、この後に又変更するという場合もあり得るわけですね。

○委員長(内村清次君) そうでなくして、今日手続をとりますと、明日日本委員会に今度は正式法案として附託するということになりまから、そこで参考人の意見を聞いて、まあ大体只今までのこの法案の立案については相当慎重審議をやつておられますからして、この参考人に意見を聞いた上において、その正式法案にして委員会の御意見を決定をして、それから本会議上程、こういうような形になるわけなんです。

○若木勝蔵君 そうすると、やはり本決定はその参考人を聞いたあとですね。

○委員長(内村清次君) そうです。

○若木勝蔵君 わかりました。

○委員長(内村清次君) それではそのように取扱つてよろしくごさいますか。……それではそのように決定をいたします。それでは実は当委員会の先議になつておられます自治大学の設置法案、これはまだ手をつけておりませんがどうですか。

○若木勝蔵君 今日はこの辺で、一つのものごとまつたのだから。(笑聲)
○委員長(内村清次君) それでは今日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

七月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方税法第七百四十九条中一部

改正に関する請願(第一九九五号)(第二一九八号)

一、営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(第一九九六号)(第二一九九号)(第二二〇〇号)

一、警察責任転移の時期繰上げに関する請願(第二〇〇一号)

一、クリーニング業の道府県税軽減に関する請願(第二〇〇二号)(第二〇〇三号)(第二三六八号)

一、市町村民税課税に関する請願(第二〇〇九一号)

一、自動車税引上げ反対に関する陳情(第二三三三号)

第一九九五号 昭和二十八年七月三日受理

地方税法第七百四十九条中一部改正に関する請願

請願者 名古屋市中区千早町二ノ二愛知陸運株式会社 社代表取締役 仲田光三郎

紹介議員 草葉 隆圓君

トラック事業に対する事業税の課税方式は他の一般事業と差別的高率税制度であるばかりでなく、いじめるしい重税であるから、税負担の均衡と資本蓄積の方途確立のため、地方税法第七百四十九条第一項中「および運送業」を削除(運送業に対する事業税の外形標準税の廃止)されるよう特段に配慮せられたいとの請願。

第一九九六号 昭和二十八年七月三日受理

営業用トラックに対する自動車税軽減の請願

請願者 宮田 重文君 菊田 七平君 武藤 常介君

紹介議員 宮田 重文君 菊田 七平君 武藤 常介君

請願者 名古屋市中区千早町二ノ二愛知陸運株式会社 社代表取締役 仲田光三郎

紹介議員 草葉 隆圓君

トラック事業に対する事業税の課税方式は他の一般事業と差別的高率税制度であるばかりでなく、いじめるしい重税であるから、税負担の均衡と資本蓄積の方途確立のため、営業用トラックに対する自動車税を一台年額六千円程度に軽減せられたいとの請願。

第二〇〇一号 昭和二十八年七月三日受理

警察責任転移の時期繰上げに関する請願

請願者 福岡県鞍手郡小竹町 長 春孝一外一名

紹介議員 野田 俊作君

福岡県小竹町及び確井町は、規定の手續きを完了して町警察を廃止することに決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律の制定により、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第二〇〇二号 昭和二十八年七月三日受理

クリーニング業の道府県税軽減に関する請願

請願者 茨城県水戸市馬口労働六ノ二、二五八茨城県 洗染クリーニング商工業協同組合理事長 菅家善助

紹介議員 宮田 重文君 菊田 七平君 武藤 常介君

クリーニング業は、クリーニング業法の規制によつて、格段の支出を要して

いるにもかかわらず、収入の面は「手作業」の限度に制せられて異数の増収を期することができず、また料金の値上げも「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」の制限を受けている現状であるから、ほとんど条件の類似する理容業と同様、現行地方税法第七百四十一条第三項におけるクリーニング業に対する道府県事業税第一種事業の指定を、特別第一種事業とするとともに、昭和二十八年三月二十四日法律第二十四号による昭和二十九年施行のクリーニング業に対する道府県税附加価値税第一種事業の指定を同第三種事業としてその指定を改正し、クリーニング業に対する道府県税軽減の措置を講ぜられたいとの請願。

第二〇〇三号 昭和二十八年七月三日受理

クリーニング業の道府県税軽減に関する請願

請願者 福島市陣場町三六福島県クリーニング協同組合内 橋本久三郎

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二〇〇二号と同じである。

第二〇〇九一号 昭和二十八年七月四日受理

市町村民税課税に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町 長 吉田武雄

紹介議員 村上 義一君

滋賀県日野地方はいわゆる近江商人発祥の地であつて、当地方から各地に出店しているものが九十七店にも及びこれ等の店員も当地方出身者が多数を占めてゐる。しかしてこれ等の勤務者の

多くは郷里に永住する目的をもつて妻子や家財を残して単身勤務する慣しであつて、仕送りをしていることはもちろん、財ができれば郷里に蓄積し生活の本拠をすべて当地方に置いているが、市町村民税の課税に当つてこれ等の者の住所認定が問題となつて、地財委の調停が絶えず起つてゐるのは地財委の示す住所の認定基準が不明確なためであるから、市町村民税に対する個人の住所を世帯の構成人員を基準として認定せられるとともに、地方税源の偏在を是正して市町村民税の税率を全国一律とせられたいとの請願。

第二一九八号 昭和二十八年七月六日受理

地方税法第七百四十九条中一部改正に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡渋川町 一七三六北毛自動車運送株式会社取締役社長 小淵光平外二名

紹介議員 伊能 芳雄君

この請願の趣旨は、第一九九五号と同じである。

第二一九九号 昭和二十八年七月六日受理

営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(二通)

請願者 群馬県北群馬郡渋川町 一七三六北毛自動車運送株式会社取締役社長 小淵光平外三名

紹介議員 伊能 芳雄君

この請願の趣旨は、第一九九六号と同じである。

第二二〇〇号 昭和二十八年七月六日受理

営業用トラックに対する自動車税軽減の請願

請願者 鳥取市東品治町一九ノ

五鳥取県運輸農業協同

組合連合会長 寺坂直

次郎

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第二三六八号 昭和二十八年七月八日受理

クリーニング業の道府県税軽減に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西八

ノ五(なにはビル)全国

クリーニング協同組合

連合会代表理事 赤羽

長一郎

紹介議員 関根 久藏君

この請願の趣旨は、第二〇〇二号と同じである。

第二三三三号 昭和二十八年七月七日受理

自動車税引上げ反対に関する陳情

陳情者 静岡市御幸町一〇静岡県

ハイヤー協会内 山口盛

枝

今回政府は地方財政を確保する趣意から自動車税の五割増額を企図しているが、自動車税の五割引上げは逆に産業および国民経済生活に影響するところが極めて大きく、また、自動車税に対する諸税公課は重複し、その負担に堪えない現状であるから、自動車税は現行通りすえ置かれたいとの陳情。

昭和二十八年九月九日印刷

昭和二十八年九月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局